

「地域若者サポートステーション」事業の今後の在り方に関する検討会 報告書

地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という）事業は、ニート等の若者の就労支援を目的として、平成18年度より行われているが、着実に実績を挙げるようになるとともに、中退者支援や、貧困の防止等、寄せられる期待も大きくなってきている。こうした動きを踏まえ、今後のサポステの在り方について検討するため、職業能力開発局長が検討会を招集。5回の議論を経て、平成25年2月、報告書を取りまとめた。

具体的な方向性

- おおむね15～39歳のニート等の若者のほか、中退者・在学者のうち支援が必要な者に対しても、学校と連携して支援を行うことが必要。
- 専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験等のほか、必要に応じ、合宿を含む集中的訓練も必要。
- 生活困窮者に対する生活支援策と連携し、支援を行っていくことが必要（窓口の併設等も有効）。
- 就職等進路決定者数のほか、変化の度合い等も、評価対象とすることが適当。
- サポステの拠点拡充、体制整備を図るとともに、これを恒久的な取組にすることが必要。
- 支援の質の担保のため、研修等により、専門人材の資質向上等を図ることが必要。
- 学校との連携強化に当たっては、サポステと学校、ハローワークで中退者情報を共有する仕組みを作ることや、学校からの求めに応じてサポステ職員が相談支援を行うこと等が必要。大学とも連携していくことが必要。
- ハローワークとの連携を徹底し、就労に向けた支援をより一層推進する。
- 周知・情報発信に力を入れ、認知度の向上を図る。



「地域若者サポートステーション」事業の今後の在り方に関する検討会 報告書

はじめに

我が国において、「ニート」という言葉が使われるようになり、働いておらず、家事や通学もしていない若者が数多く存在する、ということが認識されるようになってから、約10年が経過した。

その間、我が国においては、若年人口が減少する一方、ニート（15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者¹）の数は、平成24年で約63万人と、引き続き高い水準にある。

ニートになると、その職業生涯は損なわれ、社会とのつながりを失うなど、若者が自らの可能性を広げて豊かな人生を歩むことが難しくなるばかりでなく、本来、社会の担い手として、経済成長、社会保障制度を支える側に立つべき時にそれができず、そればかりか、将来的に生活保護に陥るリスクを有するなど、社会にとっても大きな損失となる。

このようなことのないよう、ニート等の若者に対し、職業的自立に向けた支援を強力に進めていくことは、我が国にとって重要な政策課題の一つである。

ニート等の若者に対しては、平成18年度より、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という）において、一人一人の状態に応じた相談を行い、若者と課題を共有しつつ、その職業的自立に向けた支援を行っているところである。

モデル事業として実施された期間（平成18年度及び19年度）を含めると、既に事業開始後6年が経過したが、その間、拠点数も増え、平成23年度においては、年間の就職等進路決定者数が1万2165人に上る等、着実に実績を挙げようになり、中退者支援や、貧困の防止等、寄せられる期待も大きくなっているところである。

しかしながら、その一方で、サポステの現場は、既に手いっぱい状態であり、期待に応えたい気持ちは十分あっても、これ以上期待されても応えることができない、という悩みを抱えるようになってきている。

¹ 1 NEET(Not in Education, Employment or Training の略)のこと。1999年にイギリスの内閣府社会的排除防止局(Social Exclusion Unit)が作成した調査報告書に由来する言葉であり、ブレア政権で用いられた政策スローガンの一つ。厚生労働省においては、「15歳から34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」と定義している。

本検討会では、こうした中でサポステが、寄せられる期待に応え、役割を果たしていくためには、今後、サポステ事業をどのようなものとするべきであるかについて検討を行い、報告書として取りまとめたものである。

この報告書が、サポステ事業の今後の在り方についての方向性を示し、ニート等の若者の職業的自立に向けての支援を更に進めていくことを期待するものである。

1. 現状と課題

若者雇用を取り巻く環境は厳しい状態が続く中で、年を追うごとに、若者に占めるニート等の若者の割合は高まっており、若年人口が減少する中で、ニート等の若者の数は、全国的に引き続き高い水準にある。

ニートである期間が長くなると、更に就労に結びつきにくくなり、30代後半の無業者の数も高い水準で推移している。

このような中、厚生労働省では、平成18年度よりサポステ事業を実施し、NPO法人等の民間団体を通じて、ニート等の若者に対し、就業に向けた支援を行っている。

サポステにおいては、事業開始当初より、全てのサポステにおいて、①キャリア・コンサルタントが、若者一人一人の状態にあった相談支援を行うとともに、②コミュニケーション訓練等のステップアップのためのプログラム、就職活動実施に向けての講座、保護者向けセミナー等を実施し、さらに、③職場見学・職場体験を行うことなどにより、職業的自立に向けた支援を行ってきたところであるが、平成22年度より、一部のサポステにおいて、高校中退者等に対するアウトリーチ（訪問支援）や生活支援・学び直し支援を行っている。

従来は、自らあるいは保護者がサポステに来所又は連絡し、支援が開始される場合がほとんどであったが、アウトリーチを実施するようになったこと等により、これまで自ら訪れることのなかった、貧困、住環境、精神疾患を含む健康問題、債務問題等、複合的な問題を抱える者に対しても、その職業的自立に向けての支援を行うようになってきたところである。

平成23年度の就職等進路決定者数が1万2165人に上る等、実績を挙げてくる中で、従来からのニート等の若者の職業的自立支援に加え、ニート化予防等の役割も期待されるようになってきたが、寄せられる期待に比べ、サポステの拠点数、体制とも十分であるとは言えない。

特に、ニート化予防に関しては、高校中退者等学校を中退した者は、卒業後すぐに社会に出る者に比べ、ニートになる者の割合が高いことから、学校

等と連携していくことが必要である。高校中退者等アウトリーチ事業等により、学校や公民館等の教育機関とも連携するようになってきたが、まだ緒に就いたところであり、更にこれを強化していくことが必要である。

2. 基本的な考え方

サポステ事業において、ニート等の労働市場に入っていけない若者を、「働けるような若者」にし、ハローワークへの橋渡しをすることは、雇用対策として重要である。

このニート等の若者を、「働けるような若者」にし、就労やその後のキャリアにつなげていく、という点で、サポステには、若者のキャリア形成を支援していく機能もある。

さらに、地域において、サポステが中心となって若者支援のネットワークを構築しているが、この役割については重要であり、引き続き担っていくことが必要である。

また、ニート化予防の観点や、貧困の防止の観点からの期待にも、応えていくことが必要である。

しかしながら、寄せられる期待に比べ、サポステの拠点数、体制等は十分でないことから、これらを強化していくことが必要である。

3. 具体的な方向性

(1) 対象者及び支援内容について

- サポステにおいては、これまで、おおむね 15 歳から 39 歳までのニート等の若者のうち、職業的自立に向けて取組を行っていきたい気持ちを有する者及びその家族に対して支援を行ってきたが、サポステに、ニート化予防の機能が期待されるようになってきていることから、今後は、これに加えて、中退等のおそれがある等、中学、高校、大学、専修学校等に在学する生徒・学生のうち支援が必要な者についても支援の対象とする。
- 支援に当たっては、引き続き、基本的な事業として、①キャリア・コンサルタント等による一人一人の状態に合わせた専門相談と、②コミュニケーション能力向上訓練、就職活動準備訓練等ステップアップのためのプログラム、③職場見学・職場体験、④保護者を対象とした相談やセミナー等を実施することにより、ハローワーク等に橋渡しを行う。

また、これまで一部のサポステで行ってきた高校中退者に対するアウトリーチ（訪問支援）のみならず、中学、高校、大学、専修学校等と

連携した中退者支援、在学学生支援を行っていくことが必要である。さらに、必要に応じ、合宿形式を含む生活面、メンタル面のサポートを行いつつ、ステップアップのためのプログラムや、職場体験、職場実習（OJT 訓練）、資格取得支援等についても集中的に行っていくことが適当である。

加えて、進路決定後も、ちょっとしたつまずきなどをきっかけに、再びニートに逆戻りすることがないように、一定期間はフォローし、状況把握等を行っていくことが望ましい。

- ニート等の若者の中には、家庭の貧困、親の離婚や家庭崩壊等により、自立に必要な援助、教育を受けられないまま、失敗体験を重ね、ニートとなっている例も見受けられる。このうち経済的に困窮している若者に対しては、生活困窮者に対する生活支援策の一環として、自治体が主体となってアセスメントや自立生活のためのプラン作成等を行う窓口を設置することが検討されているところである。

こうした窓口が設置された場合、サポステはこれと連携しつつ、ニート等の若者の職業的自立支援を行っていくことが求められるが、窓口設置に当たっては、これをサポステに併設し、連携して支援を行っていくことなども有効である。

そのような場合、全ての者をサポステで支援するのではなく、アセスメントの結果、6ヶ月以上の職場実習等、より手厚い支援を要するとされた者については、生活困窮者に対する生活支援策の一環として実施が検討されている「就労準備支援事業」を活用することが望ましい。

(2) 評価のための指標等について

- サポステは、若者に対する職業的自立支援機関であることから、就職等進路決定者数を評価指標とする。
- しかしながら、これのみで評価するのではなく、これに加えて、利用者の意識、能力、環境等の状況を踏まえ、就職等に至るまでの利用者の変化の度合いについても、評価の対象とすることが適当である。また、家族に対する支援等、若者本人以外の者に対する支援のほか、学校等における支援の実施状況、地域におけるネットワーク構築の状況、その他、サポステによる波及効果についても、評価することが適当である。

併せて、経済的に困窮している若者等、より困難な課題を抱える者に対して、サポステとしてどのような支援をしたか、についても評価が必要である。

- 評価指標については、これらを念頭に、サポステの現場の声なども取り入れるようなかたちで検討し、その上で、策定することが適切である。
- さらに、評価指標による評価のほか、優れた取組みを行うサポステや今後期待できるサポステを社会的に評価し、その取組みを普及・支援するような仕組みづくりについても検討が必要である。

(3) 支援体制の整備について

- サポステの拠点数については、平成 18 年度の事業開始以来、順次増え、24 年度においては 116 箇所となったところであるが、①ニート等の若者にとっての利便性を図るとともに、②ハローワーク、学校や公民館を始めとする若者支援機関と連携して、支援が必要な若者に確実に支援を届けていくためには、拠点であるサポステを更に整備していくことが必要である。
- サポステ設置に当たっては、民間の団体のノウハウを活かす観点から、各団体が都道府県の推薦等を得た上で応募する方式を取っており、地域における若者支援団体の数や都道府県等の熱心さによって、ばらつきがみられるところであるが、若者に支援を届ける観点から、今後は、地域によるばらつきにも一定程度配慮していくことが必要である。
- また、設置に当たっては、既にネットワークを構築している関係機関の所在地、利用者の居住地域のほか、あえて離れた拠点の利用を希望する者も少なくないことや、福祉よりも就労に近い位置付けであること等から、引き続き広域的な運用が必要である。
- なお、サポステに期待される役割を果たしていくためには、拠点を整備するだけでなく、支援メニューに応じた体制を整備することが必要である。
- サポステの規模については、平成 25 年度には 160 箇所に拡充されるとともに、新たに「サポステ・学校連携推進事業」等を実施するために、新たに連携推進に当たる職員や訪問支援のための職員、中退者情報を管理する者等を配置する等体制面についても整備することが予定されている。さらに、ニート等の若者の就労支援に果たすサポステの役割の重要性に鑑み、平成 26 年度以降もサポステの整備を進め、これを恒久的な取組とすることが必要である。

(4) 支援の質の確保・向上について

- サポステ事業においては、若者支援のノウハウを有する NPO 法人等民

間の団体が、拠点の運営に当たり、ニート等の若者に対する支援を行っている。

- 支援に当たっては、これを担う人材の質が重要であるが、質的な面については、①企画案の提出を求め、これを専門家らが審査するとともに、②中央において研修や業務指導を行うことにより、一定のレベルを担保しているところである。
- しかしながら、①そもそもニート等の若者の支援に当たっては、身に付けるべきこと、留意すべきことが多い上、②サポステへの期待が大きくなるのに伴って、支援メニューの幅も広がっていることから、必要とされるノウハウも広がってきている。
- さらに、実施団体によって得意分野が異なるほか、順次拠点が整備されてきているために、サポステとしての支援年数にも差があるなど、一部には質的なばらつきもみられることから、専門人材の養成等に更に取り組むことが必要である。
- 具体的には、キャリア・コンサルタントや若者支援のノウハウを有する者の資質の確保・向上のほか、これら専門人材をマネジメントする能力を有する者についても養成していくことが必要である。
- これら人材の育成及びその質的向上のためには、これまで行ってきた研修の内容、方法について工夫して、より充実したものとするほか、専門家を交え、体系的な研修制度を設けることについて検討していくことも必要である。
- また、それぞれ得意分野を有するサポステが、必要に応じて連携しつつ、その特性を活かした支援を行うことができるよう、情報を交換する場や取組を共有する場を設けるほか、支援方法、支援事例についてともに検討する場等を提供することも必要である。
例えば、高い実績を挙げているサポステで研修や短期間の研修に従事させ、このようなサポステの取組を取り込んでいけるようにすることも検討すべきである。
- さらに、質の担保に加えて、関係機関から信頼を得やすくするために、専門人材の力を客観的に示すことができるようにしていくことも必要である。
- サポステ職員の研修を行うに当たっては、支援に係る専門的スキル等のほか、周知・広報のノウハウについても、学べるようにすることが必要である。
- なお、人材の質の確保のためには、人材の養成のほか、支援に必要な体制の整備や、労働条件等の確保・向上も必要である。

(5) 学校との連携について

- 若者がニート化することを未然に防止するためには、学校との連携を一層強化することが必要である。
- このため、平成 24 年度補正予算案で「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を大幅に強化し、サポステと学校、ハローワークにおいて、中退者情報を共有して中退者支援を強化するとともに、新たに在学生支援を行い、ニートとなることの予防やニートとなった者の早期の進路決定支援を行うことを要求している。支援に当たっては、学校を訪問して支援を行うほか、必要な場合は、個人に対してもアウトリーチ（訪問支援）を行う。
- 学校との連携に当たっては、サポステの職員が学校現場について十分理解するとともに、サポステにおいて何ができるのか、どのような専門人材がいるのか等について、わかりやすく示すことが必要である。
- その際、サポステが、職業的自立支援のための機関であることや、全ての支援を行えるわけではなく、必要な場合は、専門の機関にリファーすること等について説明することが必要である。
- また、連携を推進するために、サポステに必要な要員を配置するほか、必要に応じ、学校においても、人員を配置する等体制を整備することが求められる。
- 学校が行う中退防止の取組だけでなく、中退した後の『切れ目のない支援』に向けての取組についても、学校関係者の間でその意義が認められるよう、学校関係者に対してサポステの意義を周知することが求められる。
- 中退者支援の強化に当たっては、学校とのネットワーク構築のほか、本人や家族の同意の下で、サポステと学校、ハローワークと中退者情報を共有する仕組みを構築することが必要である。例えば、学校が生徒から個人情報の提供を受ける際に、あらかじめ、支援が必要となった場合にサポステに情報提供することについて了承を得ておく等の方法は有効である。
- 中退者が多い等、サポステのニーズがある学校に対しては、学校からの求めに応じ、サポステの職員が各学校を巡回し、学校内の相談室等において相談支援を行うことが有効である。
- その際、生徒が相談しやすいよう、学校から生徒への呼びかけを行うほか、生徒一人一人の状況に応じて相談がしやすい環境作りを進める。

ことも重要である。また、個別相談だけでなく、セミナー等の実施も有効である。

- 高校との連携に当たっては、既に一部サポステでは連携関係を構築しているなどニーズの見込まれる定時制・通信制の高校だけでなく、全日制の高校とも十分連携していくことが必要である。
もっとも、通信制においては、全日制で困難を抱えた生徒が移ってくることも多いことから、そこからニートになることのないよう、より一層の連携を図っていくことが求められる。
- さらに、学校との連携を効果的なものとするためには、一部研修に教師等の参加を求める等、サポステ職員と教師等が、共に学ぶことができる場を設けることも有効である。
- これらの取組については、まずは高校との連携を行うこととするが、大学中退者においても、卒業後社会に出る者に比べ、ニートになる者の割合が高いことから、高校だけでなく、大学等とも連携していくことが必要である。

(6) ハローワーク等との連携の強化について

- サポステは、職業的自立支援のための機関であり、キャリア形成支援機能を有しているが、今後ともサポステが、これらの機能を果たしていくためには、職業紹介や職業あっせんの機能を有するハローワークとの連携が最も重要である。
- 現在でも、既に、担当者会議、ケース会議を共同で開催しているほか、ハローワーク職員がサポステに出向いてセミナーを実施する、サポステ職員がハローワークに同行する、ハローワークから職業訓練情報等を提供する等の連携を行っているが、連携度合いにばらつきがあることから、これらを徹底していくことが必要である。
- また、サポステ、学校、ハローワーク間で中退者情報を共有する仕組みを構築し、中退者支援を強化するとともに、在学生支援を行うこととしていることから、ハローワークとも十分連携することが必要である。
- 連携を効果的なものとするためには、一部研修にハローワーク職員の参加を求める等、サポステ職員とハローワーク職員とが、ともに学ぶことができる場を設けることも有効である。
- ハローワークのほか、都道府県が設置する若者就労支援機関であるジョブ・カフェとも、必要に応じ、連携していく。

(7) 学校、ハローワーク以外の関係機関や企業との連携について

- サポステは、子ども・若者支援地域協議会の構成機関となっていることが多いが、地域における子ども・若者支援を効果的に進めるため、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センターや同協議会の構成機関等から情報提供を受けるなど、同協議会の枠組みを有効に活用することが必要である。
- さらには、公民館、勤労青少年ホーム等において、若者に居場所の提供等を行う一方で、サポステが、これらの施設に対し、出張相談等の取組を行うことも必要である。
- また、サポステが、合宿形式を含む生活面、メンタル面のサポートを行いつつ、職場体験、職場実習等を行う際には、サポステ実施団体の有する施設や民間の宿泊施設を活用するほか、青少年教育施設等を活用することも考えられる。
- 職場体験、職場実習先として、企業等との連携についても進める必要があるが、その際は、CSR等の観点もあることから、地域の中小企業等はもちろん、企業規模を問わずアプローチしていくことが求められる。企業の側にも、これに対して協力していくことが求められる。

(8) 周知、情報発信について

- サポステについては、若者支援機関の間では知られているものの、教師等、学生・生徒を含む若者等の間では、いまだ認知度が低い現状にある。
- 今後、学校等の教育機関との連携を実効性のあるものにするためには、周知、情報発信に力を入れることが必要であるが、教師等への周知に当たっては、文部科学省や教育委員会主催の会議での説明や、教員研修等の場での説明等を行うことが有効である。
- 周知・広報に当たっては、分かりやすいキャッチフレーズを掲げるほか、コンビニ、ゲームセンター、カラオケや、漫画、雑誌等の活用、さらに、ホームページ以外のデジタル媒体の活用についても検討していくことが必要である。
- サポステ事業全体として実績を広く国民に情報提供するなど、広報のあり方を検討する必要がある。
- なお、サポステ職員の研修を行うに当たっては、支援に係る専門的スキル等のほか、周知・広報のノウハウについても、学べるようにすることが必要である（再掲）。

『地域若者サポートステーション事業』の 今後の在り方に関する検討会」の開催状況

(平成24年)

9月 5日 第1回会合

- ・ 地域若者サポートステーション事業実績等を踏まえた自由討議

10月 4日 第2回会合

- ・ 地域若者サポートステーション事業関係者に対するヒアリング

10月16日 第3回会合

- ・ 地域若者サポートステーション事業の今後の在り方に関する論点整理

11月 8日 第4回会合

- ・ 地域若者サポートステーション事業の今後の在り方について（中間まとめ）

(平成25年)

2月 8日 第5回会合

- ・ 地域若者サポートステーション事業の今後の在り方について（まとめ）

「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会
参集者名簿

えんどう かずお
遠藤 和夫 一般社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部 主幹

くどう けい
工藤 啓 NPO 法人「育て上げネット」理事長

げんた ゆうじ
玄田 有史 東京大学 社会科学研究所 教授

こすぎ れいこ
小杉 礼子 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 統括研究員

さとう ようさく
佐藤 洋作 NPO 法人 文化学習共同ネットワーク 代表理事

たにぐち ひとし
谷口 仁史 さが地域若者サポートステーション 総括コーディネーター

まつだ こう
松田 考 さっぽろ地域若者サポートステーション 総括コーディネーター

みやもと みちこ
宮本 みち子 放送大学 教養学部 教授

むらこし かずひろ
村越 和弘 東京都立 一橋高等学校 校長

もりはら ことえ
森原 琴恵 日本労働組合総連合会 生活福祉局 次長

よしだ みほ穂
吉田 美穂 神奈川県立 田奈高等学校 教諭

(オブザーバー)

うめざわ あつし
梅澤 敦

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年企画・青少年支援担当）

くちら しゅんじ
久知良 俊二

厚生労働省 職業安定局
派遣・有期労働対策部 企画課 若年者雇用対策室長

くまき まさど
熊木 正人

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

しらま りゅういちろう
白間 竜一郎

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長

まつなが さとのぶ
松永 賢誕

文部科学省 生涯学習政策局 政策課 生涯学習企画官

(五十音順、敬称略)